



平成23年 5月20日

各 位

会 社 名 株式会社 アテクト
代表者名 代表取締役社長 小高 得央
(J A S D A Q ・ コード 4 2 4 1)
問い合わせ先
責任者役職名 管理ディヴィジョンリーダー
氏 名 飯野 磨
T E L (072) 967 - 7000 (代表)

当社の従業員および当社子会社の取締役ならびに監査役に対するストックオプション（新株予約権）の付与に関するお知らせ

当社は、平成23年5月20日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規程に基づき、当社の従業員および当社子会社の取締役ならびに監査役に対して特に有利な条件をもって発行する新株予約権の募集事項の決定を取締役に委任することにつき承認を求める議案を、平成23年6月23日開催予定の第42期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせ致します。

記

1. 株主以外の者に対して特に有利な条件をもって新株予約権の発行を必要とする理由
当社の従業員および当社子会社の取締役ならびに監査役に対して業績向上に対する意欲や士気を高め、株主を重視した経営を一層推進することを目的として、特に有利な条件をもって新株予約権を発行するものであります。
2. 新株予約権の発行要領
 - (1) 新株予約権の割当を受ける者
当社の従業員および当社子会社の取締役ならびに監査役とする。
 - (2) 新株予約権の目的である株式の数
普通株式150,000株を1年間の上限とする。
なお、当社が株式分割（株式無償割当を含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数の調整をするものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。
調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率
また、当社が合併を行い新株予約権が承継される場合、または会社分割を行う場合、ならびに当社が完全子会社となる株式交換または株式移転を行い新株予約権が承継される場合、必要と認める株式の数の調整を行う。
 - (3) 新株予約権の総数
1,500個を上限とする。（新株予約権1個につき普通株式100株。ただし、(2)に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。）
 - (4) 新株予約権と引換えに払込む金銭
新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しない。
 - (5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の算定方法
新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、新株予約権1個当たりの払込金額は、次により決定される新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たり

の出資金額(以下「行使価額」という。)に(1)に定める新株予約権1個当たりの普通株式数を乗じた金額とする。行使価額は、新株予約権の募集事項を定める取締役会決議の日の属する月の前月の各日(取引が成立していない日を除く。)における大阪証券取引所(ジャスダック市場)における当社普通株式の終値の平均値または新株予約権の募集事項を定める取締役会決議の日の前日の大阪証券取引所(ジャスダック市場)における当社普通株式の終値(取引が成立していない日を除く。)のうちいずれか高い方に1.05を乗じた金額(1円未満の端数は切り上げる。)とする。

なお当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で新株の発行(新株予約権の行使によるものを除く。)を行う場合または自己株式の処分を行う場合(会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求)に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券の転換または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使による場合は除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり行使価額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

さらに、上記のほか、割当日後、行使価額の調整を必要とするやむをえない事由が生じたときは当社は必要と認める行使価額の調整を行う。

(6) 新株予約権を行使することができる期間

平成25年7月1日から平成28年6月30日

(7) 新株予約権の行使の条件

①新株予約権発行時において当社の従業員および当社子会社の取締役ならびに監査役であった者は新株予約権行使時においても当社の従業員および取締役および監査役、または当社子会社の取締役および監査役の地位にあることを要する。ただし会社都合による退職その他当社の取締役会が認める正当な事由のある場合にはこの限りではない。

②その他の条件は新株予約権発行の定時株主総会および取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結する「第11回新株予約権割当契約」に定めるところによる。

(8) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

①新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げるものとする。

②新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(9) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については取締役会の承認を要する。

(10) 新株予約権の取得条項

対象者が新株予約権の行使の条件を満たさない状態となった場合および対象者との間で締結する「第11回新株予約権割当契約」で定める条件に該当することとなった場合は、当社は当該新株予約権を取締役会の決議をもって無償で取得することができる。

3. 新株予約権の募集事項

新株予約権の募集事項の決定については、当社取締役会に委任する。

以 上